

19 学校教育の充実について

(財務省、文部科学省)

【内容】

- (1) 学校における働き方改革、複雑化・困難化する教育課題へ対応するため、教職員配置のさらなる充実を図ること。また、小学校の35人学級の拡充にあたっては少人数指導等に係る加配定数の維持に努めること。さらに、中学校の35人学級編制の法制度化について、早期に実現を図ること。
- (2) 小学校高学年の教科担任制を強化するにあたっては、対象教科の拡大を図ること。
- (3) 優れた人材を教師として確保するため、「給特法」の法制的な枠組みを含めた教師の処遇の在り方等の検討を進めるとともに、地方に負担を転嫁しない制度とすること。また、教員養成大学・学部における教員就職率向上のための取組を支援・促進すること。加えて、育児休業取得者等が担当していた職務を正規の教員が行う場合にも義務教育費国庫負担金の対象とすること。
- (4) 児童生徒の心のケアや家庭環境等の支援などに適切に対応するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに係る財政措置を拡充するとともに、養護教諭の複数配置の拡大について早期に実現すること。また、フリースクールに通う不登校児童生徒の保護者の負担を軽減するため、適切な支援制度を整備すること。加えて、高等学校において不登校生徒に対し遠隔授業を行う場合、受信側の教員等の配置や同時双方向型であることを不要とするなど、要件を緩和すること。
- (5) 学校施設環境改善交付金については、都道府県及び市町村が計画に沿って着実に事業が実施できるよう、財政措置の充実を図るとともに、当初予算において必要な財源を確保すること。
- (6) ICT機器等を活用した教育を継続的に推進するための経費について、GIGAスクール運営支援センターや、一人一台端末の継続的な配備・運営に必要な経費も含め、地方自治体の負担とならないよう、十分な財政支援をすること。特に教員の指導力向上のため、情報通信技術支援員が十分配置できるよう、特段の予算措置を講ずること。
- (7) 部活動の地域移行・地域連携を早期に実現するため、特殊勤務手当に充てられている財源の活用を含め、地方自治体や保護者等の負担とならないようにするとともに、地域移行・地域連携に協力する地域団体等の管理運営や外部人材を始めとした指導者の確保について十分な支援を講ずること。

(背景)

- 小学校高学年の教科担任制の強化、いじめ問題への対応、主幹教諭の配置充実による学校マネジメント機能の強化、専任の特別支援教育コーディネーターの配置、へき地教育の振興、栄養教諭を中核とした食育の推進など課題は多く、教職員定数のさらなる充実が必要である。

- 小学校の35人学級を拡充するため、少人数指導に係る加配が振替えられており、さらに縮減されることとなると、本県がこれまで実施してきたティーム・ティーチングや習熟度別指導などへの取組に影響が生じる。
- 小学校高学年の教科担任制を強化するため、これまで配置していた教科の縛りのない専科教員を教科担任制の専科教員へ振替えることとしている。教科担任制の専科教員の対象教科は、外国語、算数、理科、体育とされているため、音楽や図画工作など専門性の高い教員の配置に影響が生じる。
- 育児休業取得者の増加による、代替教員となる臨時的任用教員の不足を解消するため、正規教員を代替とした場合も義務教育費国庫負担法の対象とする必要がある。正規教員を代替することで、教育の質の維持や新規採用の拡大につながり、定年年齢の引上げに伴う年齢構成の偏りを抑制できる。
- 非構造部材を含めた学校施設の耐震化や老朽化対策の他、少人数学級の拡充に伴う校舎の改修等を着実に実施できるよう、補助単価の引上げなど、財政措置の充実が必要である。また、夏季休業中を利用した工事施工や年次計画に沿って事業を進めるため、当初予算において事業量に見合った財源の確保が必要である。
- 2018年度から5年間措置された「学校のICT環境整備に係る地方財政措置」は、2024年度まで延長されたものの、ICTを活用した教育を小中高と一貫して展開していくためには、端末の更新費も含め、国による継続的な財政支援が必要である。

(参 考)

◇ 少人数学級（35人編制）の実施状況（2023年度） ※名古屋市除く

実施学年	増加学級数	該当校数	該当市町村数
小学校第1～5学年	1,022学級	584校	37市11町村
中学校第1学年			

※2023年度の小学校第5学年及び中学校第1学年の35人学級は、研究指定校として1学級増につき教員1人を加配。

※名古屋市除く。

◇ 育児休業者の状況（2023年5月1日現在） 義務教育学校は小・中を含む。 <参考>2017年

小	中	高	特支	合計	合計
1,175人	478人	203人	208人	2,064人	1,794人

◇ スクールカウンセラーの配置状況（2023年度） ※小中は名古屋市除く、高校・特支は県立

愛知県の状況（補助金ベース）		小(配置校)	中(配置校)	高(配置校)	特支(配置校)
交付決定額	不採択額				
226,753千円	36,539千円	699校(699校)	301校(301校)	150校(150校)	32校(5校)

※小・中学校の配置校数には、小中連携校をそれぞれ重複して計上。

◇ スクールソーシャルワーカーの配置及び市町村への支援（2023年度） ※名古屋市、中核市除く

愛知県の状況（補助金ベース）		県立学校への配置		設置事業費補助金対象の市町村
交付決定額	不採択額	高	特支	
43,974千円	0千円	10人	2人	42市町村 92人

◇ 養護教諭の配置状況（2023年度） ※名古屋市除く

区分（複数配置基準）	全学校数	左記のうち基準を超える学校数
小学校（児童数851人以上の学校）	701校	21校
中学校（生徒数801人以上の学校）	301校	30校

◇ 補助単価と施工単価の比較

(例) 空調単価 (GHP(ガス))

2023年度	補助単価	32,000円/m ²
2022年度(小牧市)	施工単価	42,500円/m ²

20 就学支援の充実について

(財務省、文部科学省)

【内容】

- (1) 高等学校等就学支援金制度について、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、修業年限の制限を緩和すること。
- (2) 私立高校等の生徒への就学支援金について、公私格差の是正のため、補助をさらに拡充するとともに、所得判定基準を簡素化すること。
また、就学支援金制度の見直しについては、都道府県の意見を聞き、その意見を反映したものとすること。
- (3) 高校生等奨学給付金制度の対象者を高等学校等就学支援金制度に合わせるなど、事務負担が少なく、分かりやすい制度とするとともに制度の更なる充実を図ること。また、支給に必要な事務経費を、都道府県及び私立学校に対し、交付すること。
- (4) 高等教育の修学支援新制度に係る私立専修学校専門課程に対する補助金について、制度の更なる充実を図るとともに、交付に必要な事務経費を、都道府県及び私立学校に対し、交付すること。
- (5) 私立小中学校等の家計急変世帯への支援について、他の支援制度同様、保護者の資産保有額を問わないものとするとともに制度の更なる充実を図ること。
- (6) 学校給食施設整備に係る交付金について、地方公共団体が行う事業に対する財政措置の充実を図ること。また、学校給食における地場産物の活用促進に要する経費に対する財政措置を講じること。併せて、学校給食費の徴収業務について、自治体で対応するため、担当職員の増員や公会計処理に係る業務システムの導入等、必要な財源を確保すること。

(背景)

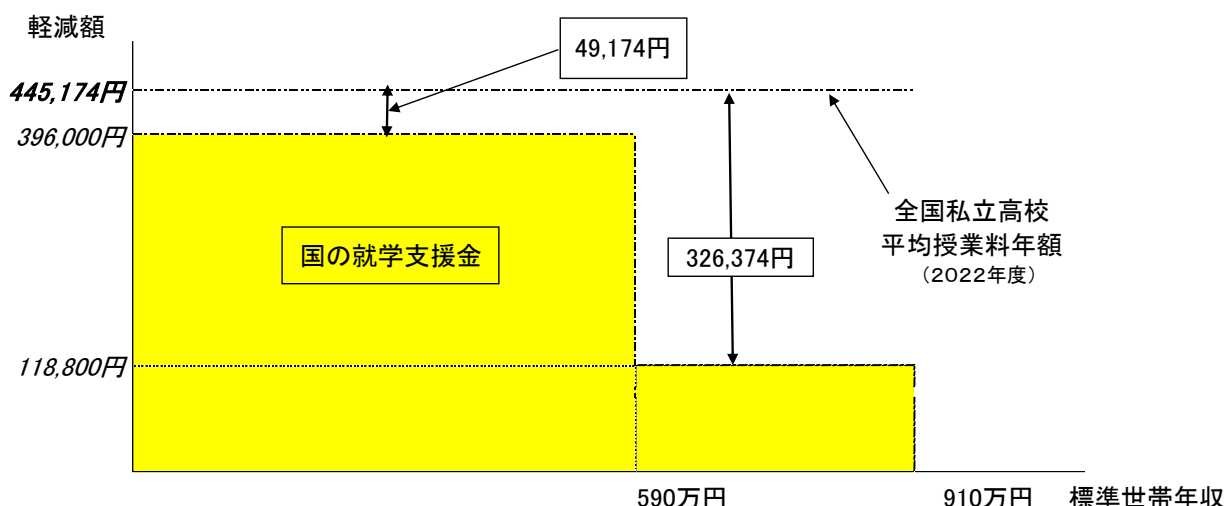
- やむを得ない理由により留年した場合も、修業年限の超過により就学支援金の対象から外れるが、高等学校就学支援金制度の趣旨は、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができることを目的としていることから、真に支援を必要とする者が排除されないように配慮する必要がある。
- 高等学校等就学支援金により、公立高校では年収910万円未満世帯の授業料無償化が実現しており、私立高等学校等においても、同等の実施が求められている。
- 2020年7月分以降、就学支援金の所得判定基準が「課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額」に変更されたが、算出方法がきわめて煩雑なため、容易に所得判定基準を算出することができない。
- 就学支援金の所得判定には、マイナンバーを活用することとなったが、マイナンバー

の提出がない場合、所得証明書で判定せざるを得ないため、事務量が増加している。

- 高校生等奨学給付金制度は、保護者等が在住している都道府県が給付金を支給する制度となっているが、類似する高等学校等就学支援金制度では、生徒が在学している学校のある都道府県が支給する制度となっており、申請手続き等が煩雑になっている。
- 学校給食施設の整備を適切に行い、安全・安心な給食を提供することができるよう、国において十分な予算措置を行う必要がある。また、学校給食における地場産物の活用については価格が高く、安定しないなどの課題があることから、保護者へ負担を転嫁させることがないよう、財政措置を講じる必要がある。学校給食費の徴収業務については、2022年12月に発表された学校給食費の公会計化の推進状況調査結果によれば、公会計化等が進まない理由として、業務システムの導入・改修・運用に係る経費等が支障となっている実態が報告されている。

(参 考)

◇ 私立高校等の生徒への就学支援金制度



◇ 就学支援制度の比較

	補助要件			補助(支給)上限額	事務経費に対する補助	県内私立学校の現況
	県内在住	県内校在学	所得基準			
就学支援金		○	・標準世帯年収590万円未満	396,000円	○	平均授業料 431,232円
奨学給付金	○		・生活保護受給世帯 ・住民税非課税世帯	(国公立) 32,300円～143,700円 (私立) 52,100円～152,000円	×	
私立専修学校 専門課程		○	・住民税非課税世帯 ・それに準ずる世帯	授業料 590,000円 入学金 160,000円	×	平均授業料 714,478円 平均入学金 179,785円
私立小中学校	○	○	・家計急変後の所得が400万円未満かつ資産保有額700万円未満の世帯	336,000円	×	平均授業料 457,800円

◇ 学校給食施設の建築単価・施工単価の乖離

2023年度 建築単価(文部科学省・共同調理場) 358,400円/㎡
 2022年度 本県春日井市東部調理場
 新調理棟施工単価(共同調理場) 約624,300円/㎡

2 1 女性の活躍促進について

(財務省、内閣府、厚生労働省)

【内容】

- (1) 働く場における女性の活躍に向けて、企業経営者を始めとする社会全体の気運醸成のため、マスメディアを活用した効果的な広報啓発や経済界への働きかけを強力に推進すること。
- (2) 企業の多くを占める中小企業において、女性の活躍が一層促進されるよう、職場環境の整備など企業の取組を支援する効果的な施策を充実すること。
- (3) 女性の活躍促進の取組を一層推進するため、「地域女性活躍推進交付金」を始めとした財政的支援の継続・拡充や、地域の実情に応じた柔軟な運用を行うとともに、地方公共団体等が実施する取組の先進事例等を取りまとめ、わかりやすく発信していくこと。
- (4) モノづくり産業の強化に不可欠である女性の活躍を図るため、理系分野・モノづくり現場への女性の選択を支援するなど、女性技術者・研究者・技能者の育成を図ること。

(背景)

- 本県企業の 99.7%を占める中小企業においては、女性の活躍が進んでいない企業の割合が高く ((参考) 参照)、依然として、女性が十分に活躍できていない状況にあることから、中小企業の具体的な取組を後押しする、更なる効果的な施策を充実させるとともに、企業経営者を始めとする社会全体の理解増進のため、広報啓発や経済界への働きかけを強力に推進し、気運の醸成を図ることが必要である。

- 本県では、これまで「地域女性活躍推進交付金」を活用して、「あいち女性の活躍促進サミット」の開催、「あいち女性輝きカンパニー」(女性活躍企業)の認証制度の創設等を行ってきた。

2022 年度には、県内で 3 つのモデル地域を選定し、市町村と経済団体等が連携して、地域版女性活躍企業紹介冊子の作成、中小企業のための女性活躍推進セミナーの開催など、中小企業への女性活躍推進に向けた働き掛けを実施した。



2022 年度「中小企業女性活躍推進モデル事業」作成冊子



あいち女性の活躍促進サミット 2022



2022 年度中小企業のための女性活躍推進セミナー

○ 今後、こうした事業を継続・拡大しながら、より多くの企業における取組を加速させていくためにも、当該交付金を継続することはもとより、交付金（特に、活躍推進型）の増額、補助率の引き上げが必要である。また、中小企業に広く浸透させるためには、長期間の地道な働き掛けが求められることから、新規性に関わらず継続による効果や必要性に重点を置いた運用を行うなど、手厚い支援内容の拡充が必要である。

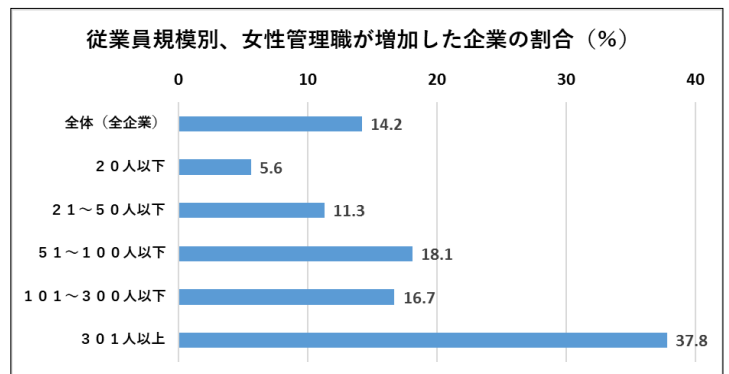
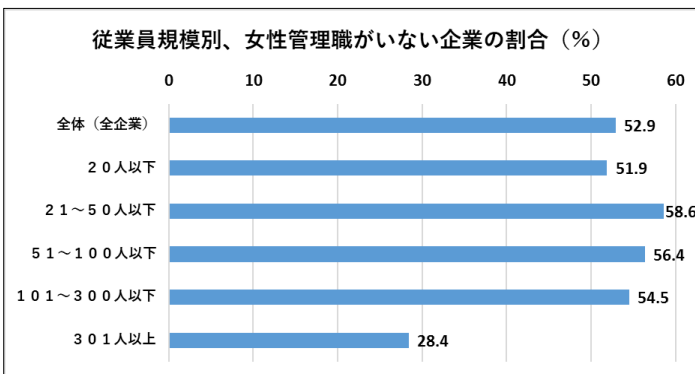
○ 我が国の製造業の専門・技術職に占める女性比率は 12.4%（令和 2 年国勢調査）、大学における女子学生の割合が、理学 27.8%、工学 15.8%（文部科学省「令和 4 年度学校基本調査」）と低い現状にある。

経済の基盤であるモノづくり産業を支える人材の確保・育成は国をあげての急務であるため、女性技術者等の育成支援が強く求められる。

（参考）



◇ 「企業経営と女性活躍に関するアンケート調査」結果（2019 年 7～8 月調査）
～規模の小さな企業ほど、女性の活躍が進んでいない～



※愛知県内に本社のある企業を対象（無作為抽出）に郵送調査を実施（有効回答数 1,707 件）。

◇ 2023 年度 地域女性活躍推進交付金活用事業の概要

<p>< 企業魅力発信事業 ></p> <p>女子大学生を対象に、本県企業等で活躍してもらうため、女子大学生と女性活躍企業の交流会の開催や女子大学生による企業紹介動画の制作により情報発信を行い、高校や大学への活用の周知を図る。また、「あいち女性の活躍促進応援サイト」の掲載内容の充実を通じて企業の情報開示に対する意識改革を促す。</p>	<p>< 中小企業女性活躍推進事業 ></p> <p>女性活躍に取り組む中小企業の裾野拡大を図るため、県内全域でセミナー・専門家による相談会を実施。また、2 地域で県と市町村・商工会議所・地元企業が連携して、様々なロールモデルを紹介する冊子を作成することにより、中小企業への働き掛けを行う。</p>
--	---

22 こども政策の充実について

(財務省、こども家庭庁)

【内容】

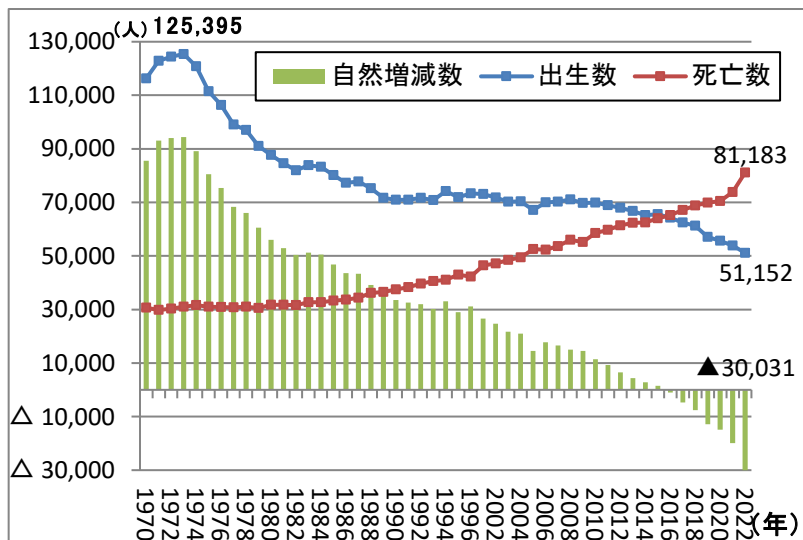
- (1) 「こども未来戦略方針」に基づき、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充等、「こども・子育て支援加速化プラン」を着実に進めるとともに、施策の充実に伴って生じる地方の財政負担について、国の責任において必要な財政措置を講じること。
- (2) こども政策の充実のため、以下の項目について支援策を講じること。
 - ・結婚支援などの地域少子化対策重点推進交付金制度について、補助対象となるメニューの充実、更なる補助率の引上げ及び十分な予算の確保を行うこと。
 - ・保育士等の配置基準改善を確実に行うとともに、給与改善など更なる処遇改善を図ること。
 - ・放課後児童クラブについて、待機児童の解消を目指すため、施設整備や人員確保に資する安定的な財源を確保すること。
- (3) 地域の実情に応じ地方自治体が独自の判断で行う対策については、地方自治体の創意工夫が活かせるよう、地方財源について確実に措置すること。

(背景)

- 国が6月に公表した骨太の方針には、少子化対策の基本的方向を示す「こども未来戦略方針」に基づき抜本的な政策の強化を図ることと、「こども・子育て支援加速化プラン」の推進が盛り込まれた。
- こども政策は、国が全国一律で行う施策と、地方がその実情に応じて行う独自の施策が両輪となることでより効果的なものとなるため、国における施策の充実と、それに伴う十分な地方財源の確保に加え、地方が地域のニーズを踏まえた施策を展開できるよう、自由度の高い地方財源の確実な措置が必要である。

(参考)

◆愛知県の自然増減数（出生数・死亡数）の推移



◆地域少子化対策重点推進交付金の国補助率

補助率	補助メニュー例
3/4	<ul style="list-style-type: none"> ・ AI を始めとするマッチングシステムの高度化 ・ 結婚支援コンシェルジュ事業
2/3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 結婚支援センターの開設・運営、マッチングシステムの構築 ・ 婚活イベント、スキルアップセミナーの実施
1/2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て支援パスポート ・ 結婚新生活支援事業（新婚世帯へ家賃・引っ越し費用等を補助）

◆保育士配置改善に関する愛知県の単独施策

区分	低年齢児途中入所円滑化事業費	1歳児保育実施費
対象事業	低年齢児の途中入所に対応するため、あらかじめ配置基準を超えて保育士を配置する事業	1歳児に対する保育士の配置を充実するよう人件費を助成することにより、保育体制の充実と低年齢児受け入れの促進を図る事業
補助要件	低年齢児（0～2歳児）が年度途中に3人以上入所した民間保育所	1歳児担当保育士の配置割合を国基準（6:1）より充実させるための人件費（公立・民間保育所）
補助先	市町村（政令指定都市及び中核市を除く）	市町村（政令指定都市及び中核市を除く）
補助率	県1/2（市町村1/2）	県1/2（市町村1/2）
補助基準額	担当保育士1人あたり 500,000円/年	1歳児受入児童数×補助単価×12か月 （低年齢児受入率） 30%以上 40%未満：1歳児1人月額 6,000円 40%以上：1歳児1人月額 12,000円
予算額（2023年）	58,000千円	133,020千円

◆令和4年賃金構造基本統計調査に基づく保育士給与の状況（単位：千円）

区分	全国				愛知			
	平均年齢	勤続年数	年収換算	月収換算	平均年齢	勤続年数	年収換算	月収換算
全職種	43.7歳	12.3年	4,965.7	413.8	42.3歳	13.1年	5,192.8	432.7
保育士	38.8歳	8.8年	3,913.7	326.1	36.7歳	6.7年	3,685.4	307.1

◆放課後児童クラブ、登録児童及び待機児童数の状況（国調査：毎年5月1日現在）
[愛知県]

調査年度		2017	2018	2019	2020	2021	2022
合計	クラブ数	1,145	1,153	1,164	1,195	1,216	1,219
	支援の単位数	1,436	1,514	1,556	1,601	1,634	1,660
	登録児童数	54,469	57,781	60,234	60,349	60,660	60,999
	待機児童数	926	767	863	470	430	465

◆愛知県が独自で行う対策例（2023年5月・6月補正予算）

民間婚活イベントへの支援	民間非営利団体が実施する婚活イベント（新規・拡充分）に1団体20万円を補助
男性の育児休業取得を促進する中小企業等への支援	男性従業員が育児休業を取得した県内中小企業等に対して奨励金を支給
低所得世帯への子育て支援	「出産・子育て応援交付金」の給付事業について、県独自に1歳6か月児及び3歳児健診時にそれぞれ5万円を給付

23 児童虐待防止対策の充実について

(財務省、こども家庭庁)

【内容】

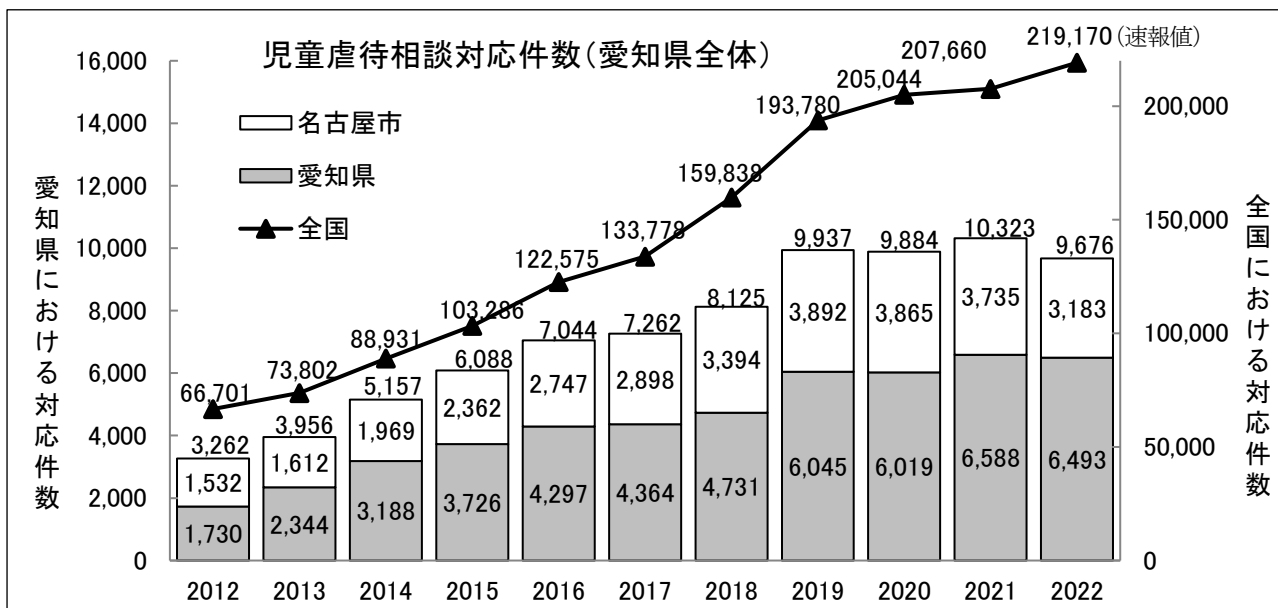
- (1) 新たに導入される一時保護における司法審査に適切に対応できるよう、職員配置基準を充実するとともに、必要な財政措置を講じること。
また、一時保護所の設備及び運営に係る基準について、その特性に配慮した適切な内容を定めるとともに、必要な財政措置を講じること。
- (2) 虐待を受けた児童など、社会的養護を必要とする児童への家庭的養護を推進するため、次の措置を講じること。
 - ・ 乳児院・児童養護施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向け、職員配置の充実、人材育成及び施設整備に対して、必要な財源を確保すること。
 - ・ 児童養護施設等に設置する一時保護専用施設において、休日・夜間の緊急受け入れに対応できるよう職員配置の充実を図るため、一時保護実施特別加算費の増額を行うこと。
- (3) 虐待を理由とした施設入所措置に係る児童措置費扶養義務者負担金について、減免制度の創設に向けて検討すること。

(背景)

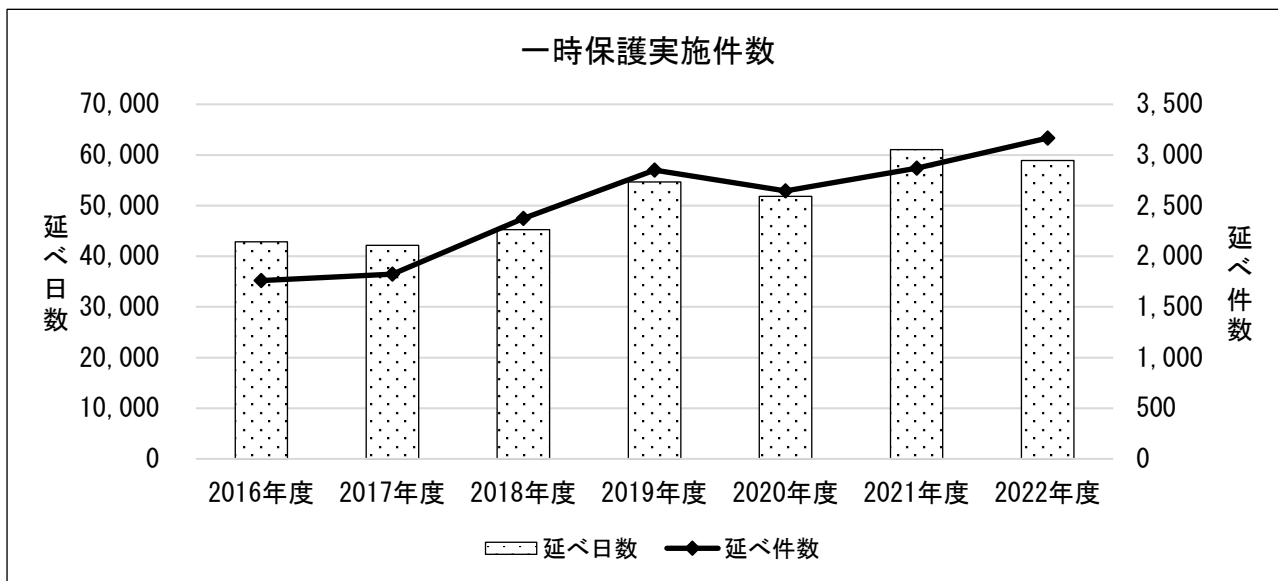
- 「児童福祉法等の一部を改正する法律」により、児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続きが設けられることとなり、児童相談所の業務量の増加が見込まれる。
- また、同改正法に基づき、一時保護所の設備及び運営に係る基準が内閣府令として策定される予定であるが、一時保護所は、昼夜問わず緊急的な入所やそれに伴うアセスメント、医療機関への受診対応などが必要であり、一時保護児童の特性に配慮した処遇を図るための職員配置が必要である。
- 国の「新しい社会的養育ビジョン（2017年8月）」において、乳児院・児童養護施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換が求められており、これらを実現していくためには、職員配置の充実や専門性の強化、施設整備が必要不可欠である。
- 児童養護施設等に委託一時保護された児童が、落ち着いた環境の下で、きめ細かなケアを受けることができるよう、小規模グループケアを実施するための一時保護専用施設を設置しているが、休日・夜間の緊急受け入れに対応できるよう、職員配置の充実が必要である。
- 虐待を否定する保護者から施設入所措置の同意を得ることは困難であるが、さらに児童措置費扶養義務者負担金が妨げとなり、一時保護が長期化する場合も多い。また、同意が得られた場合でも負担金の納入を拒否するケースが多く、負担金の減免を検討する必要がある。

(参 考)

◇ 児童相談所における「虐待相談対応件数」の推移



◇ 愛知県の児童相談所における一時保護実施件数



2 4 地域における医療提供体制の確保について

(財務省、厚生労働省)

【内容】

(1) 医学部地域枠の在り方や医療従事者の働き方改革に係る検討も含め、医師の偏在解消等地域医療確保に向けた施策を強力に推進すること。特に、地域枠については、恒久定員内での設置を要件とすることなく、地域に必要な医師が十分確保されるまで医学部臨時定員増を延長できるようにすること。

医師の働き方改革については、医師の健康確保と地域医療の両立が図られるよう、また、都道府県に対し、一方的に新たな役割・財政負担が課されることのないよう、都道府県と十分に協議し、必要な支援を行うこと。

(2) 医療・介護サービスの提供体制の改革を推進するため、地域医療介護総合確保基金について、都道府県が必要とする事業を実施できるよう、十分な財源を確保すること。また、基金の配分については、都道府県の人口規模などを考慮するとともに、年度当初から事業実施できるよう内示時期を早めることとし、さらに、都道府県において各事業区分間の配分額の調整を弾力的に認める仕組みとするなどの見直しを図ること。

(背景)

- 地域や診療科の偏在による医師不足問題は、依然として大きな課題となっている。
- 本県の医療施設に従事する人口10万人当たり届出医師数は全国平均をかなり下回っている。一方で、医師偏在指標は、医師少数でも多数でもない都道府県となっている。両指標には乖離があり、医師偏在指標が本県の現状を十分に反映しているとは言えないことから、今後も医学部臨時定員増による地域枠を設置し、医師を養成していく必要がある。

<本県の医師偏在指標>

分類	区分	医師偏在指標	<参考> 医療施設に従事する 人口10万対医師数
	全国	255.6	256.6
医師多数都道府県 上位33.3% (1位~16位)			
医師少数・多数以外の 都道府県 (17位~31位)	愛知県	240.2 (全国28位)	224.4 (全国38位)
医師少数都道府県 下位33.3% (32位~47位)			

※医師偏在指標

人口10万対医師数に、医師需要や人口構成、医師の性別・年齢分布等を考慮して算定したもの

- 医学部入学定員の臨時増員の枠組みについては、2024年度末まで延長することが決まっており、本県の地域枠の入学定員も現状の定員数（32名）を維持することとしている。
- 病院勤務医不足等は、医師養成数や臨床研修、診療報酬といった制度が大きく関わっており、制度の設計者である国でなければ解決できない問題が多く、国における抜本的な対策が必要である。
- 2024年4月から医師の時間外労働上限規制が適用され、地域医療の確保や集中的な研修実施の観点から、やむを得ず高い上限時間（B・C水準：年1860時間以下）を適用する医療機関を都道府県が指定する。指定医療機関においては、健康確保措置（面接指導、連続勤務時間制限、勤務間インターバル規制等）の実施等の措置を講ずることとなる。

<医師の時間外労働上限規制と健康確保措置の適用>

医療機関に適用する水準	年の上限時間	面接指導	休息時間の確保	
A （一般労働者と同程度） ※一般労働者の上限720時間	960時間	義務	努力義務	
連携B （医師を派遣する病院）	1,860時間 ※2035年度末を目標に終了		義務	義務
B （救急医療等）				
C-1 （臨床・専門研修）	1,860時間			
C-2 （高度技能の修得研修）				

《医師の健康確保》

- ・面接指導・・・健康状態を医師がチェック
- ・休息時間の確保・・・連続勤務時間制限と勤務間インターバル規制（または代償休息）

- 効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するため、引き続き2024年度の事業実施に向け、基金の十分な財源を確保していく必要がある。
- 2023年度予算では基金（介護分）が対前年度で90億円の減額となっている。2024年度から始まる第9期介護保険事業（支援）計画の適切な実施のため、十分な財源を確保していく必要がある。

<基金規模（全国）>

年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
医療分	1,034億円	1,194億円	1,179億円	1,029億円	1,029億円
介護分	824億円	824億円	824億円	824億円	734億円
計	1,858億円	2,018億円	2,003億円	1,853億円	1,763億円

※国と地方との合計額（負担割合：国2/3、都道府県1/3、一部国10/10）

25 国民健康保険の基盤強化について

(財務省、厚生労働省)

【内容】

- (1) 2018年度から都道府県が財政運営の責任主体となるなどの制度改革が実施されたが、将来にわたり持続可能な国保制度の確立と国民の保険料負担の平準化に向けて、今後の医療費の伸びに耐える財政基盤の確立を図ること。そのために必要な財源については、国が責任をもって確保すること。
- (2) 国保運営の在り方の見直し及び国費投入の方策や規模については、引き続き地方と十分な協議を行うこと。特に、地方単独の医療費助成に係る国庫負担金の減額措置の廃止及び子どもに係る均等割保険料軽減措置の拡充を図ること。

(背景)

- 国民健康保険は、被保険者の年齢構成が高いため医療費水準が高く、また所得水準が低いため保険料負担率が高いといった構造的な問題を抱えており、医療費に見合う保険料(税)収入の確保が困難であり、市町村は法定外の一般会計繰入を余儀なくされ、保険財政は恒常的に逼迫する状況であった。
- このため、2018年度から、都道府県が財政運営の責任主体として国保運営の中心的な役割を担うとともに、財政基盤強化策として、毎年3,400億円の公費が投入されることとなったが、今後も医療費が伸びていく中で国保を持続可能な制度とし、被用者保険との格差を縮小するためには、今回の強化策に加え、更なる財政基盤の強化が必要である。
- また、子ども医療費助成など地方単独事業については、本来国が制度的に対応すべきものを、地方のみに責任を負わせるものであり、国庫負担金の減額措置については、国保財政に大きな影響を及ぼしている。
- 2018年度から未就学児を対象とする医療費助成の当該調整措置が廃止され、さらに、本年6月に決定された「こども未来戦略方針」に基づく「加速化プラン」には、子ども医療費助成にかかる当該調整措置の廃止が盛り込まれた。しかしながら、他の医療費助成については、未だ検討に至っていない。
- 子どもに係る保険料(均等割)の軽減措置については、2022年度から実施されているが、対象が未就学児に限定され、その軽減額も5割とされているため、子育て世帯の負担軽減という制度の趣旨に則り、対象範囲及び軽減割合の拡充を図ることが必要である。

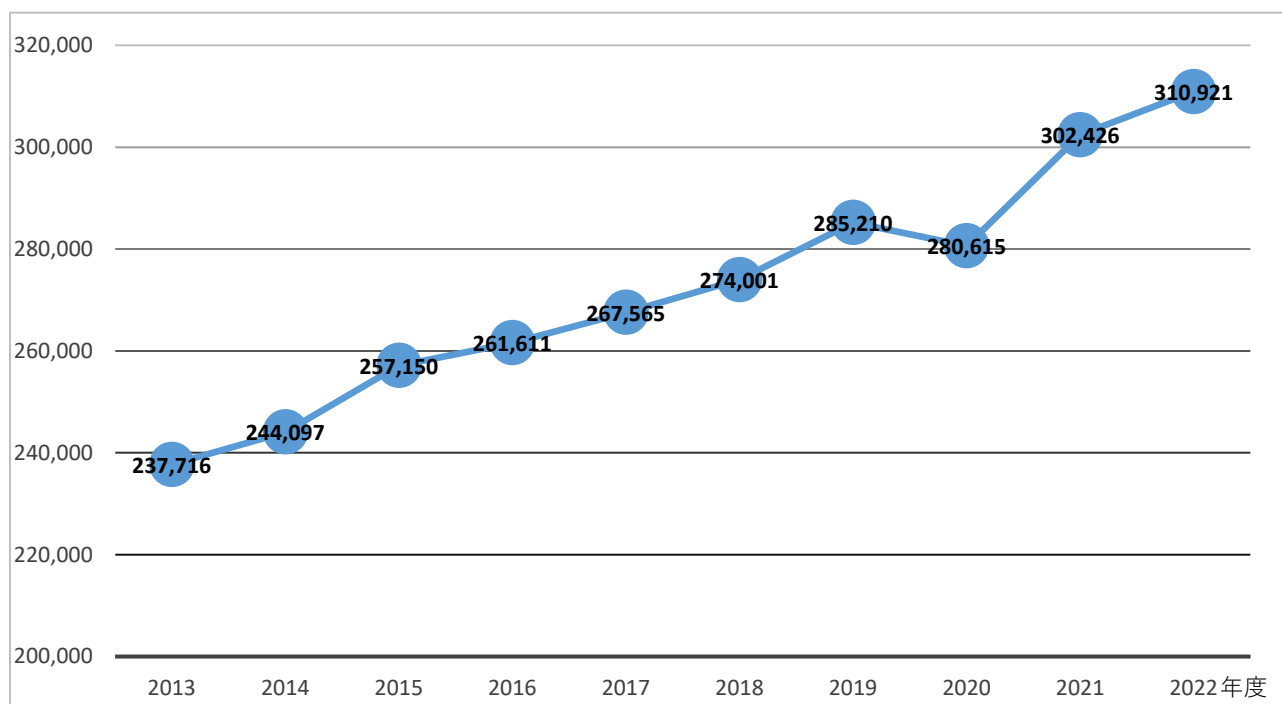
(参 考)

◇ 市町村国保の運営状況

2021 年度(※:2019 年度)

		国保		協会けんぽ	健保組合
		全国	愛知県		
被 保 険 者	65～74 歳被保険者の割合	45.5%	44.5%	8.3%	3.6%
	無職者の割合	43.3%	42.0%	—	—
	年間所得 200 万円未満の割合 (協会けんぽ・健保組合の総額割合)	79.1%	66.9%	11.5%	4.7%
	一人当たり医療費	39.5 万円	36.3 万円	19.4 万円	17.1 万円
	保険料負担率	9.6%	8.7%	7.5% ※	5.8% ※
財 政	保険料収納率	94.24%	95.57%	—	—
	一般会計からの法定外繰入 (決算補填)	674 億円	29 億円	—	—
	前年度繰上充用	110 億円	0 円	—	—

◇ 本県国保の一人当たり保険給付費の推移 (年度)



26 障害のある人の地域生活を支える体制の整備について

(財務省、厚生労働省、こども家庭庁)

【内容】

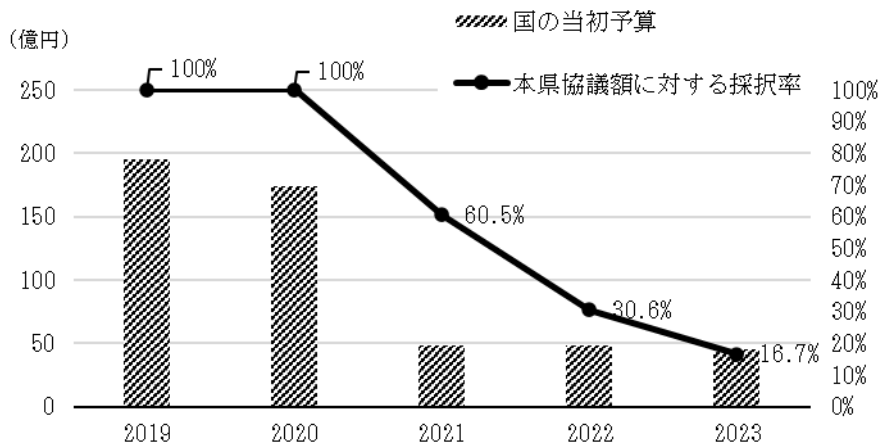
- (1) 障害者の地域生活移行を進めるための住まいの場となるグループホームや生活介護などの日中活動系サービス、地域障害児支援体制の中核を担う児童発達支援センターの計画的な整備に係る財政措置を当初予算において適切に講じること。
- (2) 地域生活支援事業については、都道府県や市町村が必要な事業を確実に実施できるよう、地方に超過負担が生じない十分な財源措置を講じること。

(背景)

- 都道府県・市町村においては、国の定める「基本指針」に沿った障害福祉計画及び障害児福祉計画を令和2(2020)年度に策定したところであるが、基本指針に沿った成果目標を設定し、目標達成に向けて取り組んでいくためには、障害のある方に対する支援の提供体制の計画的な整備が求められる。
- 国の社会福祉施設等施設整備費補助金については、障害児施設分が令和5(2023)年度からこども家庭庁に移管されたところであるが、当初予算規模は、令和3(2021)年度以降大きく減少したままである。本県の計画達成に必要な地域のニーズに対応していくためには、来年度当初予算においても令和2(2020)年度以上の予算措置が必要である。
- このため、国庫補助の実施にあたっては、引き続き、当初予算において基盤整備を確実に行うための必要な財源を確保するとともに、必要に応じて補正予算措置をすることにより、協議のあるものについて全て採択することが望ましい。
- 特に、障害のある人の地域生活の場として中心的な役割を担うグループホームや日中活動系サービスは、地域生活支援拠点等の必要な機能のさらなる強化・充実を図るうえでも、地域の実情を踏まえて整備を進めていく必要がある。また、在宅の重症心身障害児や医療的ケア児に対し、身近な地域で療育指導や集団生活への適応訓練を行う児童発達支援センターの整備も重要である。
- 一方、障害者総合支援法に基づき、県や市町村が実施する「地域生活支援事業」については、国は1/2を補助することとしているが、実際に交付される地域生活支援事業費等補助金及び重層的支援体制整備事業交付金は予算の範囲内とされ、補助所要額を大きく下回っており、事業を安定的に実施していくために、十分な財源措置を講じる必要がある。

(参 考)

◇国の社会福祉施設等施設整備費補助金予算の状況



※2023 年度から障害児施設分がこども家庭庁に移管されたが、障害児施設分の予算額は不明。

◇ 本県のグループホーム整備計画

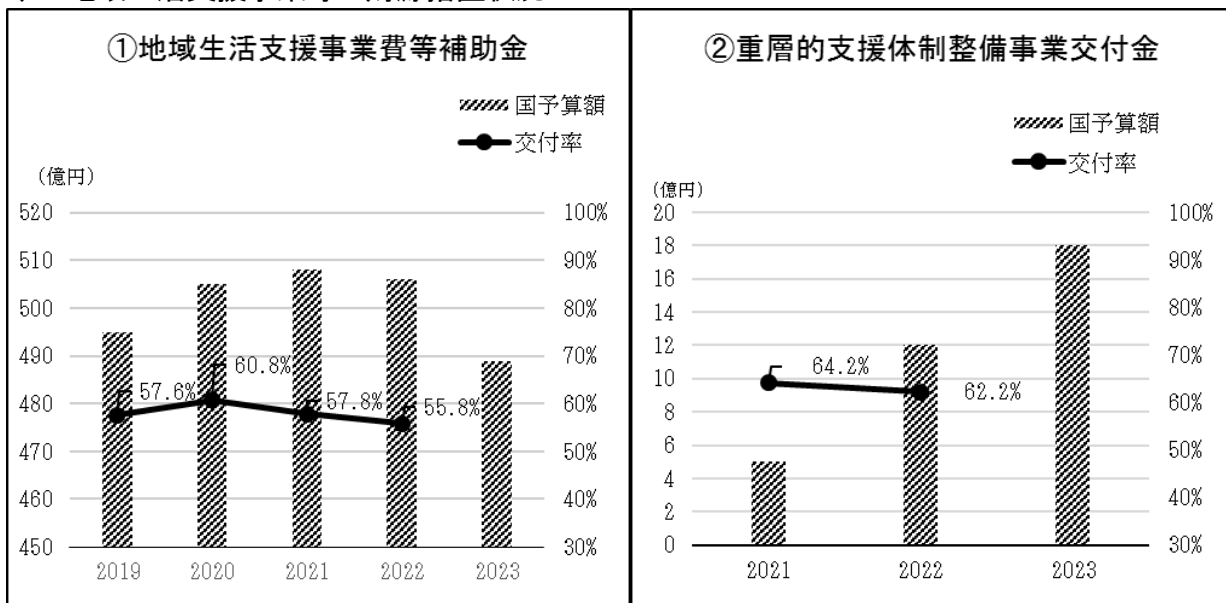
(単位：人／月)

2022 年度 (2023 年 3 月実績)	第 6 期障害福祉計画		
	2021 年度	2022 年度	2023 年度
8,919	7,002	7,581	8,208

◇ 本県の児童発達支援センター整備状況 (2023 年 4 月 1 日現在)

圏域	名古屋・尾張中部	海部	尾張 東部	尾張 西部	尾張 北部	知多 半島	西三河 北部	西三河 南部東	西三河 南部西	東三河 北部	東三河 南部	計
設置	1	3	5	1	5	5	2	2	4	—	4	32
未設置	3	4	1	1	2	5	0	0	2	4	0	22

◇ 地域生活支援事業等の財源措置状況



27 特別支援教育の充実について

(財務省、文部科学省)

【内容】

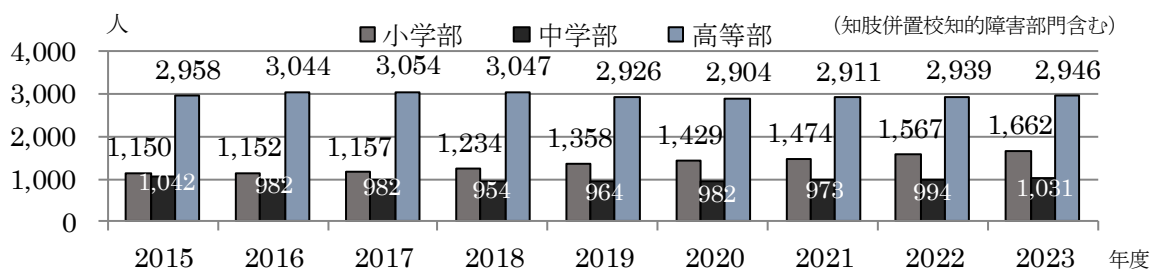
- (1) 大規模改造やトイレ改修など、特別支援学校における教育環境整備に対する財政措置の充実を図ること。
また、学校施設環境改善交付金については、計画に沿って事業が実施できるよう、当初予算において必要な財源を確保すること。
- (2) インクルーシブ教育を推進し、幼稚園、小中学校、高等学校における特別支援教育の現場が抱える複雑、困難な課題に対応するため、通級指導教室担当教員を始め特別支援教育支援員、医療的ケアを行う看護師等の人的配置並びに施設設備の整備に対する財政措置の充実を図ること。
- (3) 発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対して適切な支援を行うため、専門的な知識・技能を有する教員の養成や、教員の専門性向上を目的とした研修並びに支援・指導方法の研究に対する財政措置の充実を図ること。

(背景)

- 特別支援学校においては、障害の特性上、校舎等の大規模改造や、洋式化を始めとしたトイレ環境の改善などの教育環境の整備が強く求められている。
- 特別支援学校の施設整備費については国庫負担金・交付金制度が措置されているが、2023年度当初予算では補助単価について引上げ（13.6%）がなされたものの、実際の施工単価とはまだ乖離があることから、さらなる引上げを図るなど、財政措置の充実が必要である。また、学校施設環境改善交付金については、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に係る予算が増額されているが、その他の予算は例年の規模となっており、夏季休業中を利用した工事施工や年次計画に沿って事業を進めるため、当初予算において事業量に見合った財源の確保が必要である。
- 施設のバリアフリー化などへの対応のために措置されている大規模改造事業（障害児等対策）は、高等学校は対象になっていないが、インクルーシブ教育の推進を図るためには、高等学校に対する財政措置も必要である。
- 切れ目ない支援体制整備充実事業（看護師、外部専門家の配置）においては、都道府県等が配置する人数に応じた予算を、国において確実に確保する必要がある。

(参 考)

◇知的障害特別支援学校の児童生徒数の推移（本県国公立）（各年度5月1日現在）



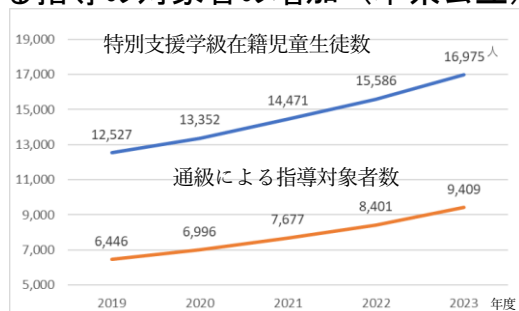
◇知的障害特別支援学校の教室不足解消に向けた取組

教室不足が課題となっている学校名	対 応	
愛知県立	一宮東特別支援学校 佐織特別支援学校	2014年 いなざわ特別支援学校開校
	豊川特別支援学校	2015年 豊橋市立くすのき特別支援学校開校（県から財政支援）
	半田特別支援学校	2018年 大府もちのき特別支援学校開校
	春日台特別支援学校	2019年 瀬戸つばき特別支援学校開校
	みあい特別支援学校	2020年 増築校舎供用開始
	安城特別支援学校	2022年 にしお特別支援学校開校
	いなざわ特別支援学校	2025年 増築校舎供用開始予定
	一宮東特別支援学校	2026年 小牧特別支援学校に校舎増築（知的障害部門）供用開始予定
	三好特別支援学校	2027年 西三河北部地区新設特別支援学校開校予定
名古屋市立南特別支援学校	2015年 名古屋市立南特別支援学校分校開校（県から財政支援）	
名古屋市立守山特別支援学校	2021年 増築校舎供用開始（県から財政支援）	
名古屋市立特別支援学校	2024年 名古屋市立若宮高等特別支援学校開校予定（県から財政支援）	

◇特別支援学校の建築単価・施工単価の乖離

2023年度 建築単価（文部科学省） 249,900円/m²
 2021年度 本県にしお特別支援学校施工単価 約458,000円/m²

◇小中学校の特別支援学級や通級による指導の対象者の増加（本県公立）



◇小中学校における医療的ケアを必要とする児童生徒の人数（名古屋市を除く）



◇小中学校に在籍する児童生徒の障害の状態の多様化（本県公立）

小中学校に在籍する児童生徒のうち、特別支援学校の就学基準に該当すると考えられる障害が重度な児童生徒数（名古屋市を除く）	2021年度	2022年度	2023年度
	1,496人	1,518人	1,504人

◇通常の学級に在籍する知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒の割合（文部科学省の調査結果に基づく推定値）

小中学校	高等学校
全体の約8.8%	全体の約2.2%

28 就業支援・職業能力開発等の推進について

(財務省、内閣官房、内閣府、厚生労働省、デジタル庁、経済産業省、文部科学省、総務省)

【内容】

- (1) ワーク・ライフ・バランスの一層の推進に向け、中小企業における年次有給休暇や男性の育児休業の取得促進、テレワークの導入と定着に対する支援の更なる充実を図ること。また、地方自治体の取組について、必要な財源措置を講じること。
- (2) 障害者雇用が促進されるよう、ジョブコーチ等の支援体制の強化や障害者就業・生活支援センターにおける就業支援担当者の配置基準を見直すなど、更なる障害者雇用支援策の充実を図ること。
- (3) 就職氷河期世代の活躍を促進するため、非正規雇用労働者や無就業者への就業・職業訓練・リカレント教育・職場定着の支援、ひきこもりや生活困窮者への支援を、国が責任を持って取り組むこと。また、地方自治体の取組について、必要な財源措置を講じること。
- (4) 技能検定に係る受検料減免措置制度について、若手技能者育成支援のため、在職者に限らず学生等を含めた若年者に対象を拡大すること。
さらに、技能検定申請等手続のデジタル化にあたっては、利便性の向上や効率化が図られるよう、関係機関と十分に調整した上で検討を進めること。
- (5) 技能五輪国際大会の招致に向けた取組を進めるとともに、その候補会場となる愛知県国際展示場（Aichi Sky Expo）を技能の甲子園としてアピールできるよう、技能五輪全国大会・全国アビリンピックの本県での3年連続開催にあたり必要な支援を行うこと。更に、国際大会で活躍できる日本人選手の強化に向けた取組を充実すること。

(背景)

- ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、本県において国の目標値を下回っている取組の促進を強力に進めていく必要がある。
- 本県の障害者雇用状況については、法定雇用率に達しておらず、法定雇用率達成企業も48.6%に留まっている。
また、ジョブコーチや障害者就業・生活支援センターの就業支援担当者が不足しており、地域の障害者雇用支援の実態に即した人員の配置等が必要である。
- 就職氷河期世代への支援については、政府が2023年度からの2年間を「第二ステージ」と位置付けて、就労や社会参加の支援を継続することとするなど、今後も息長く取り組む課題であることから、地域社会の声を反映した真に実効性のある支援策を講じていく必要がある。
- 計画的なキャリア形成、人材の確保・育成を図る上で重要な役割を果たしている技能検定制度について、2022年度より若者に対する減免措置の見直しが行われたが、モノづくりを将来にわたって支える学生等へ技能者への門戸を広げるためにも、減免措置の対象者を拡大する必要がある。

また、本県では、2021年から、技能検定の受検者が多い民間企業、愛知県職業能力開発協会及び愛知県で定期的に意見交換会を実施し、ペーパー化による技能検定事務の効率化を検討しているが、国において運用開始が予定されているシステムと、協会の独自システムとの互換性が確保される等、受検申請者と協会が利用しやすいものとなる必要がある。

- 製造品出荷額等が45年連続全国一であり、技能検定合格者の数も全国一の技能王国である本県が技能を尊重するムーブメントを先導していくことが必要である。

技能五輪国際大会を本県に招致することにより、技能を尊重する気運をさらに高め、わが国の産業人材の育成を先導するとともに、モノづくりで日本をリードする「産業首都あいち」を世界にアピールすることができる。

国際大会の招致には、2023年度から本県で3年連続開催する技能五輪全国大会・全国アビリンピックの主要会場となるAichi Sky Expoでの大会開催ノウハウの蓄積と技能五輪のイメージの定着が重要である。

加えて、大会の招致が実現した場合、大会を盛り上げ、成功に導くには、選手が技能・技術を最大限発揮できる競技環境を整備するだけでなく、日本人選手が活躍することが必要である。

(参考)

◇ ワーク・ライフ・バランスに関する取組状況

項目	目標値(国)	実績(愛知県全体)	
		(2022年)	うち中小企業
年次有給休暇取得率	70%(2025年)	69.1%	58.0%
男性の育児休業取得率	50%(2025年)	10.8%	—
テレワーク導入率	55.2%(2025年)	—	18.1%

◇ 技能検定受検者数の状況(定期試験)(2021年度)

()は2020年度 【】内は全国での順位

全国(全体)	愛知県(全体)	愛知県(高校生)
139,242人(66,300人)	14,030人【1】(5,226人【1】)	1,043人(682人)

◇ 技能五輪全国大会・全国アビリンピックの開催(2023年度～2025年度)

【2023年度大会】※国等主催

【2024年度大会】

	技能五輪	アビリンピック		技能五輪	アビリンピック
日程	2023.11.17～21	2023.11.17～19	日程	2024.11.22～25	2024.11.22～24
会場	Aichi Sky Expo他	Aichi Sky Expo	会場	Aichi Sky Expo他	Aichi Sky Expo
主催	厚生労働省 他	JEED※	主催	厚生労働省、愛知県 他	JEED※、愛知県

※独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

◇ 技能五輪国際大会の開催状況

【】内は全国での順位

開催年	開催国	日本順位(※)	メダル獲得数(日本)	メダル獲得数(愛知県)
2017	UAE	9位	9個	6個【1】
2019	ロシア	7位	11個	8個【1】
2022	分散開催	3位	18個	10個【1】
2024	フランス	—	—	—

(※) 金メダル獲得数の国別順位

29 外国人材の受入れ・多文化共生社会づくりについて

(財務省、内閣官房、法務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省)

【内容】

特定産業分野

- (1) 「特定技能」における特定産業分野については、地域の労働需給の状況や、地方自治体や地域の事業者団体、中小事業者等から聴取した意向等を踏まえて、中長期的に人手不足の深刻化が見込まれる特定の製造業などを柔軟に追加すること。

多文化共生社会を支える環境の整備

- (2) 中長期的な視点に立った、外国人全般の受入れ方針を示すこと。また、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」及び「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」については、地方自治体等の意見を十分に聴取しながら、今後も拡充を図ること。特に、外国人の社会参加と活躍を促進し、共生社会の担い手となるような体制構築のための支援策や財政措置を拡充すること。
- (3) 新たに受け入れる外国人材や在留外国人への日本語教育及び生活支援などに、国が責任を持って取り組むこと。また、地方自治体が行う取組に対する財政措置を拡充するとともに、その要件や手続き等については、活用しやすいものとする。
- (4) 在留外国人を対象とした就労に必要な日本語等の研修や、日本語能力に配慮した職業訓練の更なる充実に努めること。また、外国人材を受け入れる企業等に対し、労働関係法令の遵守の徹底を図るなど、外国人材の就労環境の適正化に向けた取組や、社会保険の加入促進の取組を引き続き進めること。
- (5) 医療機関等に医療通訳者派遣等を行う環境を整備・運営する地方自治体に対して財政措置を講じること。また、通訳料の保険適用など、医療通訳者派遣等を利用する外国人及び医療機関等の負担軽減措置を講じること。

外国人を対象とした日本語教育等の充実

- (6) 日本語教育機関の認定制度及び国家資格の整備にあたっては、生活支援等の役割も担う地域日本語教室の活動など、地域における日本語教育の実状に十分配慮すること。また、地方自治体が推進する地域日本語教育の体制づくりに対して、財政措置の拡充を図ること。
- (7) 外国人の子どもに対する教育の充実に向け、プレスクール（就学前の日本語の初期指導や学校生活の適応指導）の取組を促進すること。また、国指針において「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等のために地方公共団体が講ずべき」とされた事項について、財政措置の拡充を図ること。
- (8) 日本語指導を担当する教員等の資質向上に必要な支援の実施や、現職の教員だけでなく教員養成の段階から日本語指導に関する知識等を習得できる仕組みを構築すること。

- (9) 学習支援、生活適応支援の充実のため、地方自治体だけに任せることなく、国が責任を持って、母語の分かる相談員や支援員等の配置の充実、当該人材に係る登録制度の構築、日本語初期指導教室の運営等に対する財政措置の拡充を図ること。また、高等学校等における特別の教育課程を編成して行う日本語指導について、1年次に十分行えるようにするため、必履修教科・科目に替えて実施できるようにするなど、より弾力的な運用を可能とすること。

(背景)

- 特定技能制度は、国の有識者会議においても、現行では対象分野ではない技能実習職種の特定技能対象分野の追加などが検討されているところであるが、本県においても、「輸送用機械器具製造業」、「プラスチック製品製造業」、「繊維工業」、「繊維・衣服等卸売業」、「印刷・同関連業」の企業・業界団体等から、中長期的に人手不足の深刻化が見込まれるとの声が上がっており、これらの実情を踏まえ、特定産業分野に追加する必要がある。
- 今後も在留外国人の増加、多国籍化が進むと見込まれる中で、2023年6月に改訂された「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」及び「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の一層の拡充、地方自治体の取組に対する十分な財政措置などが重要となる。

2024年4月施行予定の「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」の趣旨に沿って、居住する外国人が日常生活および社会生活を円滑に営むことができる環境の整備に国が責任を持って取り組む必要がある。

[参考]

	全 国	愛知県	ブラジル	中国	ベトナム	フィリピン	その他
2021年	2,760,635	265,199 [2]	59,300 [1]	44,029 [6]	43,927 [1]	39,149 [1]	78,794
2022年	3,075,213	286,604 [2]	60,397 [1]	43,918 [6]	49,719 [1]	41,918 [1]	90,652

外国人労働者数・外国人雇用事業所数の状況（2022年10月末）

単位：人、（ ）は2021年10月末、[]内は全国での順位

	全 国	愛知県
外国人労働者数	1,822,725 (1,727,221)	188,691 [2] (177,769 [2])
外国人雇用事業所数	298,790 (280,080)	23,850 [2] (22,639 [2])

本県の外国人児童生徒への日本語教育の状況等

○ 日本語指導が必要な外国籍の児童生徒数 [上位3県 (2021年5月1日現在)、単位：人]

都道府県	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校等	合 計
1 愛知県	7,169	2,826	1	753	10,749
2 神奈川県	3,558	1,066	19	618	5,261
3 静岡県	2,582	947	0	254	3,783
全 国	31,189	11,280	339	4,811	47,619

※日本語教育適応学級担当教員の配置数 691人（愛知県：2023年度）

30 どのような環境にある子どもも家族と共に平等に生活が営める社会の実現について

(法務省、こども家庭庁)

【内容】

- (1) 事実婚であっても、子の共同親権を認めるなど、カップル間のパートナー契約に、婚姻に準じた法的保護を与える新たな届出・登録制度（日本版 PACS）を創設し、民法の改正を始め必要な法整備等を行うこと。
- (2) 出生届における嫡出子、非嫡出子の記載の廃止など、婚外子差別につながる法制度の見直しに取り組むこと。
- (3) 婚姻を選択しないカップルの子どもへの差別意識の根絶に向けた教育や啓発に取り組むとともに、病院でのパートナーの入院や手術における同意、生命保険の受取人の取扱いなど、民間レベルの社会慣行についても関係者の理解促進に取り組むこと。

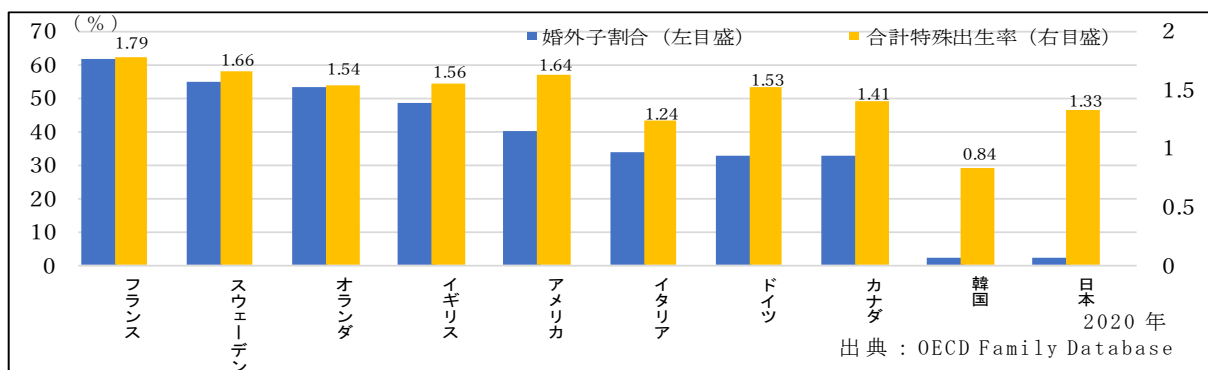
(背景)

- 我が国における少子化の進行は国家存続にも関わる大変な危機であり、安心して子どもを産み、育てられる社会を実現していくため、あらゆる対策を講じていくことが必要である。
- 我が国では、事実婚カップルから生まれた子どもは、非嫡出子（婚外子）となり、原則母親の単独親権となるほか、父子関係を生じさせるためには父親の認知が必要となるなど、事実婚の親子は不安定な状況にある。
- フランスでは、1999年に連帯市民協約（PACS）が導入され、現在、多くのカップルがこの制度を活用している。フランスではそもそも嫡出子・非嫡出子の区別がなく、PACSのカップルも親権は両親が行使できるなど、法律婚家庭と変わらない親子関係が保障されていることが、出生率の高さにつながっているとの指摘もある。
- 親が婚姻を選択するかどうかに関わらず、その子どもが家族と共に安心、平等に生活を営める社会を実現していく必要がある。

(参 考)

◇婚外子割合と合計特殊出生率

- フランス、スウェーデン、オランダ、イギリス、アメリカ等では婚外子割合が高く、合計特殊出生率も高くなっている。



◇婚姻せずに事実婚を選択した場合に生じる課題

- 婚姻届を提出せず、事実婚の状態にある人は成人人口の2～3%。
- 法律婚主義の我が国では、事実婚家族は、親権や相続や税などの面で様々な制限を受けることになる。

<事実婚を選択した場合の主な制限>

- ・ 子どもが婚外子（非嫡出子）となる（父子関係を生じさせるためには認知が必要）
 - ・ 子どもの親権は原則母親の単独親権となる（両親の共同親権が認められない）
 - ・ 税制上の優遇（配偶者控除等）が受けられない
 - ・ 相続権がないため、パートナーの死亡後、相続が受けられない
 - ・ 社会慣行として、
 - 病院で、パートナーの入院や手術の同意書にサインできない
 - パートナーを生命保険の受取人に指定することができない
 - パートナー間の収入合算ができないため、住宅ローンを組むことができない
- などのケースがある

◇欧米諸国における、事実婚家族に法的保護を与える制度

- フランスでは、同性、異性を問わず非婚カップルの保護を目的に、1999年に連帯市民協約「PACS」を創設。近年、PACSを選択する異性カップルが結婚を選択するカップルと肩を並べるレベル（婚姻：56.6%、PACS：43.4%）まで増加。
- スウェーデンや、オランダ、イギリスなどの欧米諸国でも、事実婚を保護する制度が作られており、親権を始め婚姻に準じた権利が与えられている。

<フランスでのカップル形態による法的保護の比較>

		同棲	PACS	婚姻
手続き	成立手続き	手続きなし	契約締結後、役所の身分吏に届出	挙式前の公告後、役所で身分吏による公開の挙式
	解消手続き	手続きなし	役所への届出 一方による解消可能 一方または双方の婚姻により自動的に解消	原則裁判離婚 2016年法改正により 裁判外での双方合意離婚も可能
子・家族	父子関係の成立	規定なし（認知が必要）		父性推定
	親権	共同親権		
	子の区分	嫡出子、非嫡出子の区別なし		
相続	相続権	なし（財産を承継させたい場合は、遺言が必要）		あり
	遺族年金・寡婦手当	受給権なし		受給権あり
税	相続税	遺贈額の60%	2007年8月22日以後開始したカップル間の相続・遺贈から税免除	
	所得税	個別課税	共同課税	